

那覇市公報

第1912号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則（建築指導課）
..... 1071

◇告 示◇

- 公金収納事務の委託について（納税課） 1083
- 令和8年度那覇市一般会計補正予算(第2号)（財政課） 1084
- 令和8年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)（国民健康保険課） 1091
- 令和8年度那覇市水道事業会計補正予算(第1号)（上下水道局企画経営課）
..... 1094

◇公 告◇

- 令和7年度（2025年度）那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書の公表について（法制契約課） 1095
- 那覇市営住宅等指定管理者募集について（市営住宅課） 1096

◇選挙管理委員会告示◇

- 令和6年7月21日執行の那覇市議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表の訂正について 1098
- 令和8年9月13日執行の沖縄県知事選挙における選挙人名簿の登録の移替えの延期について 1100
- 那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示 1101

○那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示……………	1106
○那覇市選挙公報発行規程の一部を改正する告示……………	1108

規 則

那覇市規則第30号

令和8年6月25日

公 布 済

那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市建築基準法の施行に関する規則（平成20年那覇市規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（確認申請書に添付する図書等） 第3条 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書には、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。 (1) 建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場危険物調書（<u>第1号様式</u>） (2) 法第86条の7の規定による既存の建築物の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合又は法第87条第3項第2号若しくは第3号の規定による建築物の用途を変更する場合は、既存建築物実態調書（<u>第2号様式</u>）及び関係図書 (3)～(5) 〔略〕 (6) 法第12条第1項の規定により定期に報告を要するものである場合は、定期報告対象建築物等調書（<u>第3号様式</u>）及び関係図面 (7) 〔略〕 2 〔略〕 （許可申請書に添付する図書等） 第4条 省令第10条の4第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。 (1) 〔略〕 (2) 法第55条第3項若しくは第4項第1号若しくは第2号、第56条の2第1項ただし書、第59条の2第1項、第68条の3第4項又は第68条の7第5項の規定による許可の場合は、省令<u>第1条の3第1項表2の(3)</u>	（確認申請書に添付する図書等） 第3条 〔略〕 (1) 建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場危険物調書 (2) 法第86条の7の規定による既存の建築物の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合又は法第87条第3項第2号若しくは第3号の規定による建築物の用途を変更する場合は、既存建築物実態調書及び関係図書 (3)～(5) 〔略〕 (6) 法第12条第1項の規定により定期に報告を要するものである場合は、定期報告対象建築物等調書及び関係図面 (7) 〔略〕 2 〔略〕 （許可申請書に添付する図書等） 第4条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 法第55条第3項若しくは第4項第1号若しくは第2号、第56条の2第1項ただし書、第59条の2第1項、第68条の3第4項又は第68条の7第5項の規定による許可の場合は、省令<u>第1条の3第1項表2の(2)</u>

0)項の(ろ)欄に掲げる図書 (3) 建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場危険物調書(第1号様式) (4) 法第59条の2第1項の規定による許可の場合は、公開空地設置に関する誓約書(第4号様式)、公開空地の表示書(第5号様式)及び総合設計計画概要書(第6号様式) (5) [略] 2 [略] (認定申請書に添付する図書等) 第5条 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) 法第55条第2項の規定による認定の場合は、<u>省令第1条の3第1項表2の(30)項の(ろ)欄に掲げる図書</u> (3) [略] (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請書に添付する図書等) 第6条 省令第10条の16第1項第4号、第2項第3号又は第3項第3号の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。 (1) 一団地等の表示書(第7号様式)及び一団地等維持管理責任者選任届及び誓約書(第8号様式) (2) 法第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可の場合は、公開空地設置に関する誓約書(第4号様式)、公開空地の表示書(第5号様式)及び総合設計計画概要書(第6号様式) (3) [略] (取下げ又は取りやめ) 第7条 許可、認定又は確認(以下「許可等」	9)項の(ろ)欄に掲げる図書 (3) 建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場危険物調書 (4) 法第59条の2第1項の規定による許可の場合は、公開空地設置に関する誓約書、公開空地の表示書及び総合設計計画概要書 (5) [略] 2 [略] (認定申請書に添付する図書等) 第5条 [略] (1) [略] (2) 法第55条第2項の規定による認定の場合は、<u>省令第1条の3第1項表2の(29)項の(ろ)欄に掲げる図書</u> (3) [略] (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請書に添付する図書等) 第6条 [略] (1) 一団地等の表示書及び一団地等維持管理責任者選任届及び誓約書 (2) 法第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可の場合は、公開空地設置に関する誓約書、公開空地の表示書及び総合設計計画概要書 (3) [略] (取下げ又は取りやめ) 第7条 許可、認定又は確認(以下「許可等」
---	---

という。)の申請をした者が当該申請を取り下げる場合は、許可(認定・確認)申請取下届(第9号様式)を市長又は建築主事に提出しなければならない。

- 2 許可等(法第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の許可を除く。)を受けた者が工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(第10号様式)に許可通知書、認定通知書又は確認済証を添えて市長又は建築主事に提出しなければならない。

(記載事項の変更)

第8条 許可等の申請をした者が許可等を受けるまでに建築主、工事監理者、工事施工者その他当該申請書の記載事項を変更した場合は、速やかに許可(認定・確認)記載事項変更届(第11号様式)を市長又は建築主事に提出しなければならない。

2～3 [略]

(確認を要しない軽微な計画の変更)

第10条 確認を受けた建築物等について、工事完了前に省令第3条の2に規定する軽微な計画の変更を行おうとする者は、計画変更届(第12号様式)2通に、それぞれ変更に係る図書を添えたもの並びに当該変更に係る直前の確認済証及び建築(築造)計画変更概要書(第13号様式)を建築主事に提出しなければならない。

- 2 建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、計画変更届受理通知書(第14号様式)により申請者に通知するものとする。

(強風区域及び見付面積に乗ずる数値の指定)

第12条 政令第46条第4項の表3により市長が指定する区域は那覇市全域とし、見付面積に乗ずる数値(単位1平方メートルにつきセンチメートル)は75とする。

という。)の申請をした者が当該申請を取り下げる場合は、許可(認定・確認)申請取下届を市長又は建築主事に提出しなければならない。

- 2 許可等(法第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の許可を除く。)を受けた者が工事を取りやめたときは、工事取りやめ届に許可通知書、認定通知書又は確認済証を添えて市長又は建築主事に提出しなければならない。

(記載事項の変更)

第8条 許可等の申請をした者が許可等を受けるまでに建築主、工事監理者、工事施工者その他当該申請書の記載事項を変更した場合は、速やかに許可(認定・確認)記載事項変更届を市長又は建築主事に提出しなければならない。

2～3 [略]

(確認を要しない軽微な計画の変更)

第10条 確認を受けた建築物等について、工事完了前に省令第3条の2に規定する軽微な計画の変更を行おうとする者は、計画変更届2通に、それぞれ変更に係る図書を添えたもの並びに当該変更に係る直前の確認済証及び建築(築造)計画変更概要書を建築主事に提出しなければならない。

- 2 建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、計画変更届受理通知書により申請者に通知するものとする。

(強風区域及び見付面積に乗ずる数値の指定)

第12条 木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件(昭和56年建設省告示第1100号)第3第1項第2号の表(1)の項により市長が指定する区域は那覇市

(道路位置指定の申請書等) 第16条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定(変更・廃止)申請書(第15号様式)2通に、それぞれ、省令第9条に規定する図面及び承諾書のほか、次の各号に掲げるものを添えて市長に提出しなければならない。 (1) 道路位置指定(変更・廃止)申請図(第16号様式) (2) 道路管理誓約書(第17号様式) (3)～(4) [略] 2 市長は、前項の申請書等が提出された場合において、書類審査の結果、適合を確認したときは、道路の位置指定書類審査通知書(第18号様式)を当該申請者に通知するものとする。 3 前2項の規定による道路の築造工事が完了した場合は、道路築造完了報告書(第19号様式)に分筆及び地目変更を証明する登記事項証明書並びに現場完了写真を添えて市長に提出しなければならない。 4 [略] 5 市長は、前項の規定による道路の位置を指定したときは、道路位置指定(変更・廃止)通知書(第20号様式)により申請者に通知するものとする。 (道路の境界線の表示) 第20条 [略] 2 [略] 3 建築主事等は、前項の標識の交付を受けた者に対して、2項道路後退済の標識設置報告書(第21号様式)による報告を求めることができる。 (工事の計画及び施工状況の報告) 第23条 市長、建築主事又は建築監視員は、	全域とし、見付面積に乗ずる数値(単位1平方メートルにつきセンチメートル)は75とする。 (道路位置指定の申請書等) 第16条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定(変更・廃止)申請書2通に、それぞれ、省令第9条に規定する図面及び承諾書のほか、次の各号に掲げるものを添えて市長に提出しなければならない。 (1) 道路位置指定(変更・廃止)申請図 (2) 道路管理誓約書 (3)～(4) [略] 2 市長は、前項の申請書等が提出された場合において、書類審査の結果、適合を確認したときは、道路の位置指定書類審査通知書を当該申請者に通知するものとする。 3 前2項の規定による道路の築造工事が完了した場合は、道路築造完了報告書に分筆及び地目変更を証明する登記事項証明書並びに現場完了写真を添えて市長に提出しなければならない。 4 [略] 5 市長は、前項の規定による道路の位置を指定したときは、道路位置指定(変更・廃止)通知書により申請者に通知するものとする。 (道路の境界線の表示) 第20条 [略] 2 [略] 3 建築主事等は、前項の標識の交付を受けた者に対して、2項道路後退済の標識設置報告書による報告を求めることができる。 (工事の計画及び施工状況の報告) 第23条 [略]
---	---

法第12条第5項（法第88条第1項、第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し、次に掲げる書面による報告を求めることができる。 (1) 2項道路に接する建築物のやり方の完了時及び鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物の基礎、各階の床板又は屋根の配筋の終了時において工程報告書(第22号様式) (2) 階数5以上又は延べ面積が500平方メートル以上の建築物を建築する場合は、次に掲げる書面 ア 工事着手前において施工計画報告書(第23号様式) イ 完了検査申請時において施工結果報告書(第24号様式) (3) [略] 2 [略] 3 前項の規定により確認をしたときは、建築主事等は、その結果を工程報告確認済証(第25号様式)に記入しなければならない。 (完了検査申請書に添付する書類) 第24条 省令第4条第1項第6号(省令第4条の4の2において準用する場合を含む。)に規定する市長が定める書類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 2項道路に接する敷地の場合は、2項道路後退調書(第26号様式) (2) [略] (特定建築物の定期報告) 第25条 [略] 2 [略] 3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及	(1) 2項道路に接する建築物のやり方の完了時及び鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物の基礎、各階の床板又は屋根の配筋の終了時において工程報告書 (2) [略] ア 工事着手前において施工計画報告書 イ 完了検査申請時において施工結果報告書 (3) [略] 2 [略] 3 前項の規定により確認をしたときは、建築主事等は、その結果を工程報告確認済証に記入しなければならない。 (完了検査申請書に添付する書類) 第24条 [略] (1) 2項道路に接する敷地の場合は、2項道路後退調書 (2) [略] (特定建築物の定期報告) 第25条 [略] 2 [略] 3 [略]
--	--

び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により市長が付加する定期調査等（法第12条第1項の規定による調査に限る。）の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。

〔表 別記〕

4 〔略〕

5 法第12条第1項の規定による報告を要する建築物（以下「定期報告対象建築物」という。）を除却し、その用途を変更し、その使用を休止し、又は再使用したときは、2週間以内に特定建築物の除却（変更・休止・再使用）届（第27号様式）を市長に提出しなければならない。

（特定建築設備等の定期報告）

第26条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 法第12条第3項の規定による報告を要する特定建築設備等（以下「定期報告対象建築設備等」という。）を廃止し、休止し、又は再使用したときは、2週間以内に特定建築設備等の廃止（休止・再使用）届（第28号様式）を市長に提出しなければならない。

（工作物の定期報告）

第27条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告を要する工作物（以下「定期報告対象工作物」という。）を廃止し、休止し、又は再使用したときは、2週間以内に工作物の廃止（休止・再使用）届（第28号様式の2）を市長に提出しなければならない。

（所有者等の変更届）

第29条 定期報告対象建築物、定期報告対象建築設備等又は定期報告対象工作物について所有者又は管理者（以下「所有者

〔表 別記〕

4 〔略〕

5 法第12条第1項の規定による報告を要する建築物（以下「定期報告対象建築物」という。）を除却し、その用途を変更し、その使用を休止し、又は再使用したときは、2週間以内に特定建築物の除却（変更・休止・再使用）届を市長に提出しなければならない。

（特定建築設備等の定期報告）

第26条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 法第12条第3項の規定による報告を要する特定建築設備等（以下「定期報告対象建築設備等」という。）を廃止し、休止し、又は再使用したときは、2週間以内に特定建築設備等の廃止（休止・再使用）届を市長に提出しなければならない。

（工作物の定期報告）

第27条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告を要する工作物（以下「定期報告対象工作物」という。）を廃止し、休止し、又は再使用したときは、2週間以内に工作物の廃止（休止・再使用）届を市長に提出しなければならない。

（所有者等の変更届）

第29条 定期報告対象建築物、定期報告対象建築設備等又は定期報告対象工作物について所有者又は管理者（以下「所有者

等」という。)の変更があったときは、変更後の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者)は、2週間以内に定期報告対象建築物等の所有者等変更届(第29号様式)を市長に提出しなければならない。

(不適格建築物の報告)

第30条 既存建築物が都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項に規定する地域、地区若しくは街区又は同法第12条の4第1項に規定する計画の決定又は変更により、法第3章の規定に適合しなくなった場合においては、当該建築物の所有者又は占有者は、その決定又は変更の日から6月以内に不適格建築物報告書(第30号様式)に省令第1条の3第1項表1の(イ)項に掲げる図書を添えたものを市長に提出しなければならない。

(建築協定の認可申請書等)

第31条 法第70条第1項又は第76条の3第2項の規定による建築協定の認可を受けようとする者の代表者は、建築協定認可(変更・廃止)申請書(第31号様式)2通に、それぞれ建築協定書及び市長が必要と認めるものを添えて市長に提出しなければならない。

2 [略]

3 市長は、建築協定の認可又は変更若しくは廃止の認可をしたときは、建築協定認可(変更・廃止)通知書(第32号様式)により申請者に通知するものとする。

(建築協定区域内の借地権消滅届)

第32条 法第74条の2第3項の規定により届出をしようとする者は、借地権が消滅したことを証する書類及び土地の位置を表示した図面を添えた借地権消滅届(第33号様式)を市長に提出しなければならない。

(建築協定認可後の建築協定加入届)

第33条 法第75条の2第1項又は第2項の規

等」という。)の変更があったときは、変更後の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者)は、2週間以内に定期報告対象建築物等の所有者等変更届を市長に提出しなければならない。

(不適格建築物の報告)

第30条 既存建築物が都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項に規定する地域、地区若しくは街区又は同法第12条の4第1項に規定する計画の決定又は変更により、法第3章の規定に適合しなくなった場合においては、当該建築物の所有者又は占有者は、その決定又は変更の日から6月以内に不適格建築物報告書に省令第1条の3第1項表1の(イ)項に掲げる図書を添えたものを市長に提出しなければならない。

(建築協定の認可申請書等)

第31条 法第70条第1項又は第76条の3第2項の規定による建築協定の認可を受けようとする者の代表者は、建築協定認可(変更・廃止)申請書2通に、それぞれ建築協定書及び市長が必要と認めるものを添えて市長に提出しなければならない。

2 [略]

3 市長は、建築協定の認可又は変更若しくは廃止の認可をしたときは、建築協定認可(変更・廃止)通知書により申請者に通知するものとする。

(建築協定区域内の借地権消滅届)

第32条 法第74条の2第3項の規定により届出をしようとする者は、借地権が消滅したことを証する書類及び土地の位置を表示した図面を添えた借地権消滅届を市長に提出しなければならない。

(建築協定認可後の建築協定加入届)

第33条 法第75条の2第1項又は第2項の規

定により建築協定に加わろうとする者は、土地の登記事項証明書及び当該土地の位置図を添えた建築協定加入届(第34号様式)を市長に提出しなければならない。

(一人建築協定効力発生届)

第34条 法第76条の3第5項の規定により当該建築協定が効力を有することとなったときは、同条第2項の規定により建築協定の認可を受けた者は、新たに土地の所有者等となった者の土地又は建築物の登記事項証明書及び当該土地又は建築物の位置を表示した図面を添えた一人建築協定効力発生届(第35号様式)を直ちに市長に提出しなければならない。

(標識による公示)

第40条 法第9条第13項(法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する標識は、次に定める様式によるものとする。

(1) 法第9条第1項及び第10項(法第88条第1項、第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、第36号様式

(2) 法第10条第2項及び第3項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、第37号様式

(3) 法第90条の2第1項(法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、第38号様式

定により建築協定に加わろうとする者は、土地の登記事項証明書及び当該土地の位置図を添えた建築協定加入届を市長に提出しなければならない。

(一人建築協定効力発生届)

第34条 法第76条の3第5項の規定により当該建築協定が効力を有することとなったときは、同条第2項の規定により建築協定の認可を受けた者は、新たに土地の所有者等となった者の土地又は建築物の登記事項証明書及び当該土地又は建築物の位置を表示した図面を添えた一人建築協定効力発生届を直ちに市長に提出しなければならない。

(標識)

第40条 法第9条第13項(法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する標識は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 法第9条第1項及び第10項(法第88条第1項、第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、建築基準法による命令の公告(違反関係)

(2) 法第10条第2項及び第3項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、建築基準法による命令の公告(不適格関係)

(3) 法第90条の2第1項(法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、建築基準法による命令の公告(防災(工事中)関係)

(様式)

第42条 この規則の施行に関し必要な文書の様式は、別に定める。

第1号様式	[略]
第2号様式	[略]
第3号様式	[略]
第4号様式	[略]
第5号様式	[略]
第6号様式	[略]
第7号様式	[略]
第8号様式	[略]
第9号様式	[略]
第10号様式	[略]
第11号様式	[略]
第12号様式	[略]
第13号様式	[略]
第14号様式	[略]
第15号様式	[略]
第16号様式	[略]
第17号様式	[略]
第18号様式	[略]
第19号様式	[略]
第20号様式	[略]
第21号様式	[略]
第22号様式	[略]
第23号様式	[略]
第24号様式	[略]
第25号様式	[略]
第26号様式	[略]
第27号様式	[略]
第28号様式	[略]
第28号様式の2	[略]
第29号様式	[略]
第30号様式	[略]
第31号様式	[略]
第32号様式	[略]
第33号様式	[略]
第34号様式	[略]
第35号様式	[略]

第36号様式 〔略〕	
第37号様式 〔略〕	
第38号様式 〔略〕	
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	
4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

〔改正前 別記〕

〔第25条第3項の表〕

調査項目	調査方法	判定基準
換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。

〔改正後 別記〕

〔第25条第3項の表〕

調査項目	調査方法	判定基準
常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。)	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法(以下この表において「目視等」という。)により確認する。
	扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。
	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。
	固定の状況	目視等により確認する。
人の通行の用に供す	扉の閉鎖時間をスト	防火区画に用いる防火設

	る部分に設ける常閉 防火扉の作動の状況	ップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号の規定に適合しないこと。
居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。

告 示

那覇市告示第 201 号
令和 8 年 7 月 1 日
掲 示 済

公金収納事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公金収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 件 名 那覇市コンビニエンスストア等収納事務委託
- 2 委託業者 名 称 株式会社 N T T ドコモ・フィナンシャルグループ
所在地 東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号
- 3 委託した公金収納事務に係る歳入
市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、
後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅家賃、市営住宅駐車場使用料、
幼稚園保育料、幼稚園預かり保育料、保育園保育料、
認定こども園保育料（1 号）、認定こども園保育料（2 号）
- 4 委 託 日 令和 8 年 7 月 1 日
- 5 委託期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 215 号

令和 8 年 7 月 15 日

令和 8 年(2026 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された令和 8 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 8 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)

令和 8 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,325,664 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 187,546,846 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
15 国庫支出金		53,914,609	1,719,902	55,634,511
	1 国庫負担金	45,930,699	1,217,082	47,147,781
	2 国庫補助金	7,862,382	501,951	8,364,333
16 県支出金	3 委託金	121,528	869	122,397
		21,515,016	5,606	21,520,622
	1 県負担金	10,981,761	1,291	10,983,052
19 繰入金	2 県補助金	9,838,328	9,137	9,847,465
	3 委託金	694,927	△4,822	690,105
		7,758,491	545,040	8,303,531
21 諸収入	2 基金繰入金	7,643,302	545,040	8,188,342
		2,531,759	34,216	2,565,975
	4 受託事業収入	146,323	29,316	175,639
22 市債	5 雑入	2,013,349	4,900	2,018,249
		8,143,700	20,900	8,164,600
	1 市債	8,143,700	20,900	8,164,600

款	項		補正前の額	補正額	計
	入	合 計			
歳			千円 185,221,182	千円 2,325,664	千円 187,546,846

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		15,962,479	20,870	15,983,349
	1 総務管理費	12,962,987	16,800	12,979,787
	3 戸籍住民基本台帳費	1,078,592	4,070	1,082,662
3 民生費		102,277,434	1,845,014	104,122,448
	1 社会福祉費	37,695,645	15,998	37,711,643
	2 児童福祉費	37,673,180	10,364	37,683,544
	3 生活保護費	26,908,608	1,818,652	28,727,260
4 衛生費		13,719,521	350,705	14,070,226
	1 保健衛生費	9,488,566	319,733	9,808,299
	2 清掃費	4,230,955	30,972	4,261,927
7 商工費		2,464,872	23,374	2,488,246
	1 商工費	2,464,872	23,374	2,488,246
9 消防費		4,135,521	1,996	4,137,517
	1 消防費	4,135,521	1,996	4,137,517
10 教育費		17,680,282	53,024	17,733,306

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 教育総務費	千円 3,247,007	千円 11,219	千円 3,258,226
	2 小学校費	3,898,701	1,296	3,899,997
	3 中学校費	3,928,355	612	3,928,967
	4 社会教育費	2,437,637	29,401	2,467,038
	5 保健体育費	4,168,582	10,496	4,179,078
13 諸支出金		471,341	30,681	502,022
	2 市たばこ税県交付金	471,340	30,681	502,021
歳 出 合 計		185,221,182	2,325,664	187,546,846

第2表 債務負担行為補正

1 追 加		単位：千円			
事 項	期 間	限 度	額		
(那覇市公式ホームページ) 生成AIチャットボット導入事業 (秘書広報課)	令和9年度から			9,889	
	令和11年度まで				
	令和9年度			12,327	
2 変 更					
事 項	補 正 前		補 正 後		単位：千円
	期 間	限 度	期 間	限 度	
	令和9年度		令和9年度		
家庭ごみ有料化事業 指定ごみ袋 (環境政策課)		32,281			
3 廃 止					
事 項	期 間	限 度	額	単位：千円	
福祉バス運行事業「首里・真和志コース」(ちゃーがんじゅ う課)	令和9年度から			70,297	
	令和12年度まで				

第3表 地 方 債 補 正
変 更

起債の目的	補正前				補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率 償還の方法
3 庁舎整備事業	158,000	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れて、利資金の見直しを行なった後においては、当該見直し後の利率）		158,000	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れて、利資金の見直しを行なった後においては、当該見直し後の利率）
				償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	178,900	補正前に同じ	補正前に同じ

単位：千円

那覇市告示第 216 号

令和 8 年 7 月 15 日

令和 8 年(2026 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された令和 8 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 8 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 8 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 114,335 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,956,037 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 5,254,535	千円 14,881	千円 5,269,416
	1 国民健康保険税	5,254,535	14,881	5,269,416
6 繰入金		4,436,297	2,513	4,438,810
	1 他会計繰入金	4,436,296	2,513	4,438,809
8 諸収入		1,018,375	96,941	1,115,316
	3 雑入	994,662	96,941	1,091,603
歳 入	合 計	36,841,702	114,335	36,956,037

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		千円 9,923,208	千円 114,335	千円 10,037,543
	1 医療給付費分	6,714,944	315,183	7,030,127
	2 後期高齢者支援金等分	2,290,403	△228,057	2,062,346
	3 介護納付金分	734,677	9,815	744,492
	4 子ども子育て支援納付金分	183,184	17,394	200,578
歳 出	合 計	36,841,702	114,335	36,956,037

那覇市告示第 217 号

令和 8 年 7 月 15 日

令和 8 年（2026 年）6 月那覇市議会定例会で議決された令和 8 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 8 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度那覇市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第 1 款	水道事業収益	9,732,039 千円	△41,781 千円	9,690,258 千円
第 1 項	営業収益	8,668,121 千円	△360,781 千円	8,307,340 千円
第 2 項	営業外収益	1,063,917 千円	319,000 千円	1,382,917 千円

公 告

那覇市公告第 251 号

令和 8 年 6 月 29 日

掲 示 済

令和 7 年度（2025 年度）那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書の公表について

那覇市情報公開条例第 26 条及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例第 13 条の規定に基づき、令和 7 年度（2025 年度）那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 知念 寛

※（別紙略）別紙は市政情報センターで閲覧できます。

那覇市公告第 309 号
令和 8 年 7 月 15 日

那覇市営住宅等指定管理者募集について

那覇市営住宅等指定管理者募集日程について、次のとおり公告します。

那覇市長 知念 覚

1 名称

那覇市営住宅及び共同施設

2 指定の予定期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日（5 年間）

3 応募資格、選定の方法等、管理の基準及び業務の範囲

那覇市営住宅等指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり

4 応募期間等

指定管理者指定申請書第 78 号様式のほか、必要書類等を次の期間内に持参または郵送してください。提出後の書類の変更は認めませんが、不備等に対する追加提出のみ可能とします。FAX による申請は受け付け出来ません。なお、応募者は、応募書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

(1) 受付期間：令和 8 年 7 月 16 日（木）から同年 9 月 16 日（水）まで
（土、日及び祝日を除く）

(2) 受付時間：午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までの間を除く）

(3) 受付場所：那覇市役所本庁舎 8 階 市営住宅課

(4) 送 付 先：〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所 8 階 市営住宅課

5 募集要項等の掲載

(1) 掲載期間：令和 8 年 7 月 16 日から令和 8 年 9 月 16 日

(2) 掲載場所：那覇市役所市営住宅課ホームページ
(<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/life/1002257/1012044.html>)

配布は行いません。ホームページからダウンロードしてください

6 説明会の開催（予定）

(1) 開催日時 令和 8 年 7 月 28 日（火） 午前 10 時から正午

(2) 開催場所 那覇市役所本庁舎 8 階 801 会議室

募集要項等 市ホームページに掲載されている資料は当日配布しません。
各自でご持参願います。

※募集説明会への参加は応募の必須条件ではありません。

※参加者が少数の場合、募集説明会の開催を中止する場合があります。

説明会参加を希望される団体は、令和8年7月24日（金）午後5時までに下記の E-mail へ「那覇市市営住宅等指定管理募集説明会申込書」を送付してください。

7 お問い合わせ先

那覇市まちなみ共創部市営住宅課 管理グループ

T E L : 098-951-3262（直通）

E-mail naha_b_zyu001@city.naha.lg.jp

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 5 号

令和 8 年 7 月 1 日

掲 示 済

公職選挙法第 189 条の規定による令和 6 年 7 月 21 日執行の那覇市議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者 川満 昇治の出納責任者 川満 美智子から訂正願があったので、令和 6 年 10 月 1 日付け那覇市選挙管理委員会告示第 46 号の一部を次のとおり訂正する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前 原 常 雄

訂正前

候補者氏名	川満 昇治	[略]		
出納責任者	川満 美智子	[略]		
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	金額 (円)	費目	金額 (円)
[略]			[略]	
辻自治会 (備品借上料 無償)	自治会	40,000		
アーバンシーホールディングス株式会社 (事務所借上料 無償)		60,000		
[略]				
今回計		885,000		
[略]				
総 計		885,000		

訂正後

候補者氏名	川満 昇治	[略]			
出納責任者	川満 美智子	[略]			
収 入		支 出			
主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	金額（円）	費目	金額（円）	
[略]		[略]			
[略]					
今回計					<u>785,000</u>
[略]					
総 計					<u>785,000</u>

※訂正前の下線部の項目について、訂正後の下線部のとおり改める。なお、訂正後に記載が無い項目については当該項目を削除する。

那覇市選挙管理委員会告示第6号

令和8年7月1日
掲 示 済那覇市選挙管理委員会
委員長 前 原 常 雄

令和8年9月13日執行の沖縄県知事選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第1号の規定に基づき、令和8年8月1日から選挙期日までの間は、選挙人名簿の登録の移替えを行わないこととし、この期間に係る者の登録の移替えは、選挙期日の翌日以後に行う。

那覇市選挙管理委員会告示第7号

令和8年7月15日

那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前 原 常 雄

那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示

那覇市選挙執行規程（平成12年那覇市選挙管理委員会告示第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（証紙の交付） 第11条の4 ビラ証紙交付票の交付を受けた者が証紙の交付を受けようとする場合においては、ビラ証紙交付票に証紙をはるべき選挙運動用ビラの見本2枚（記載内容が異なる選挙運動用ビラがある場合においては、それぞれ2枚）を添えて委員会に提出しなければならない。この場合において、ビラ証紙交付票に候補者の氏名を記入し、<u>その印を押さ</u>なければならない。 2～3 〔略〕 4 委員会は、証紙を交付したときは、第8号の4様式の選挙運動用ビラ証紙交付簿に必要な事項を記載し、受領者<u>に押印</u>させるものとする。 （政治活動用ポスターの証紙の交付等の手続き） 第36条 政治活動用ポスターの証紙の交付を受けようとするときは、証紙交付票に当該政党その他の政治団体の名称及び代表者の氏名を記入し、<u>押印のうえ</u>、証紙をはるべきポスターの見本1枚（記載内容が異なるポスターがある場合は、それぞれ1枚）を添えて委員会に提出しなければならない。 2 〔略〕 3 証紙を交付したときは、政治活動用ポスター証紙交付簿（第35号様式）に必要な事項を記入し、受領者<u>に押印</u>させるものとする。 4 〔略〕 第2号様式（第5条関係）	（証紙の交付） 第11条の4 ビラ証紙交付票の交付を受けた者が証紙の交付を受けようとする場合においては、ビラ証紙交付票に証紙をはるべき選挙運動用ビラの見本2枚（記載内容が異なる選挙運動用ビラがある場合においては、それぞれ2枚）を添えて委員会に提出しなければならない。この場合において、ビラ証紙交付票に候補者の氏名を記入しなければならない。 2～3 〔略〕 4 委員会は、証紙を交付したときは、第8号の4様式の選挙運動用ビラ証紙交付簿に必要な事項を記載し、受領者<u>の氏名を記入</u>させるものとする。 （政治活動用ポスターの証紙の交付等の手続き） 第36条 政治活動用ポスターの証紙の交付を受けようとするときは、証紙交付票に当該政党その他の政治団体の名称及び代表者の氏名を記入し、証紙をはるべきポスターの見本1枚（記載内容が異なるポスターがある場合は、それぞれ1枚）を添えて委員会に提出しなければならない。 2 〔略〕 3 証紙を交付したときは、政治活動用ポスター証紙交付簿（第35号様式）に必要な事項を記入し、受領者<u>の氏名を記入</u>させるものとする。 4 〔略〕 第2号様式（第5条関係）

[略] 候 補 者 [略] 第3号様式(第5条関係) [略] 氏 名 [略] 第8号様式(第10条関係) [略] 氏 名 [略] 第8号の3様式(第11条の2関係) [略] [略] 年 月 日 執行 <u>那覇市長</u> 選挙 選挙運動用ビラ証紙交付票 (<u>16,000</u>枚) [略] [略] 第8号の4様式 別記 第18号様式(第20条関係) [略] 氏 名 [略] 第19号様式(第21条関係) [略] 氏 名 [略] 第22号様式(第25条関係) [略] 氏 名 [略] 第23号様式(第25条関係) [略] 氏 名 [略] [略] [略] [略] 解任 辞任	[略] 候 補 者 [略] 第3号様式(第5条関係) [略] 氏 名 [略] 第8号様式(第10条関係) [略] 氏 名 [略] 第8号の3様式(第11条の3関係) [略] [略] 年 月 日 執行 <u>何</u>選挙 選挙運動用ビラ証紙交付票 (<u>枚</u>) [略] [略] 第8号の4様式 別記 第18号様式(第20条関係) [略] 氏 名 [略] 第19号様式(第21条関係) [略] 氏 名 [略] 第22号様式(第25条関係) [略] 氏 名 [略] 第23号様式(第25条関係) [略] 氏 名 [略] [略] [略] 1 解任 2 辞任
--	--

<table border="1"> <tr> <td></td><td><u>その他</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第24号様式(第25条関係)</td></tr> <tr> <td colspan="2">その1</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>氏 名 印</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第24号様式(第25条関係)</td></tr> <tr> <td colspan="2">その2</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>氏 名 印</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第26号様式(第29条関係)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>代表者名 印</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第29号様式(第30条関係)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>代表者名 印</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第30号様式(第31条関係)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>代表者名 印</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第34号様式(第35条関係)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>代表者 印</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第36号様式(第37条関係)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>代表者 印</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第38号様式(第39条関係)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>代表者 印</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table>		<u>その他</u>	[略]		第24号様式(第25条関係)		その1		[略]	氏 名 印	[略]		第24号様式(第25条関係)		その2		[略]	氏 名 印	[略]		第26号様式(第29条関係)		[略]	代表者名 印	[略]		第29号様式(第30条関係)		[略]	代表者名 印	[略]		第30号様式(第31条関係)		[略]	代表者名 印	[略]		第34号様式(第35条関係)		[略]	代表者 印	[略]		第36号様式(第37条関係)		[略]	代表者 印	[略]		第38号様式(第39条関係)		[略]	代表者 印	[略]		<table border="1"> <tr> <td></td><td><u>3 その他</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第24号様式(第25条関係)</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>氏 名</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第24号様式(第25条関係)</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>氏 名</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第26号様式(第29条関係)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>代表者名</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第29号様式(第30条関係)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>代表者名</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第30号様式(第31条関係)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>代表者名</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第34号様式(第35条関係)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>代表者</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第36号様式(第37条関係)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>代表者</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">第38号様式(第39条関係)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>代表者</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table>		<u>3 その他</u>	[略]		第24号様式(第25条関係)		[略]		[略]	氏 名	[略]		第24号様式(第25条関係)		[略]		[略]	氏 名	[略]		第26号様式(第29条関係)		[略]	代表者名	[略]		第29号様式(第30条関係)		[略]	代表者名	[略]		第30号様式(第31条関係)		[略]	代表者名	[略]		第34号様式(第35条関係)		[略]	代表者	[略]		第36号様式(第37条関係)		[略]	代表者	[略]		第38号様式(第39条関係)		[略]	代表者	[略]	
	<u>その他</u>																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第24号様式(第25条関係)																																																																																																																	
その1																																																																																																																	
[略]	氏 名 印																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第24号様式(第25条関係)																																																																																																																	
その2																																																																																																																	
[略]	氏 名 印																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第26号様式(第29条関係)																																																																																																																	
[略]	代表者名 印																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第29号様式(第30条関係)																																																																																																																	
[略]	代表者名 印																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第30号様式(第31条関係)																																																																																																																	
[略]	代表者名 印																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第34号様式(第35条関係)																																																																																																																	
[略]	代表者 印																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第36号様式(第37条関係)																																																																																																																	
[略]	代表者 印																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第38号様式(第39条関係)																																																																																																																	
[略]	代表者 印																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
	<u>3 その他</u>																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第24号様式(第25条関係)																																																																																																																	
[略]																																																																																																																	
[略]	氏 名																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第24号様式(第25条関係)																																																																																																																	
[略]																																																																																																																	
[略]	氏 名																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第26号様式(第29条関係)																																																																																																																	
[略]	代表者名																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第29号様式(第30条関係)																																																																																																																	
[略]	代表者名																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第30号様式(第31条関係)																																																																																																																	
[略]	代表者名																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第34号様式(第35条関係)																																																																																																																	
[略]	代表者																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第36号様式(第37条関係)																																																																																																																	
[略]	代表者																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
第38号様式(第39条関係)																																																																																																																	
[略]	代表者																																																																																																																
[略]																																																																																																																	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。																																																																																																																	

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。

付 則

この告示は、令和8年7月15日から施行する。

〔改正前 別記〕

第8号の4様式(第11条の2関係)

選挙運動用ビラ証紙交付 票番号		第 号	候補者氏名			
証紙交付 年月日	証紙交 付枚数	受領者氏名		受領 者印	交付 係印	備 考

〔改正後 別記〕

第8号の4様式(第11条の4関係)

選挙運動用ビラ証紙交付 票番号		第 号	候補者氏名			
証紙交付 年月日	証紙交 付枚数	受領者氏名		交付 係印	備 考	

那覇市選挙管理委員会告示第8号

令和8年7月15日

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前原 常雄

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成5年那覇市選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1号様式(第2条関係) [略] 候補者氏名 印 [略]	第1号様式(第2条関係) [略] 候補者氏名 [略]
第2号様式(第2条関係) [略] 候補者氏名 印 [略]	第2号様式(第2条関係) [略] 候補者氏名 [略]
第3号様式(第2条関係) [略] 候補者氏名 印 [略]	第3号様式(第2条関係) [略] 候補者氏名 [略]
第4号様式(第3条関係) [略] 候補者氏名 印 [略]	第4号様式(第3条関係) [略] 候補者氏名 [略]
第5号様式(第3条関係) [略] 候補者氏名 印 [略]	第5号様式(第3条関係) [略] 候補者氏名 [略]
第6号様式(第3条関係) [略] 候補者氏名 印 [略]	第6号様式(第3条関係) [略] 候補者氏名 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この告示は、令和8年7月15日から施行する。

那覇市選挙管理委員会告示第9号
令和8年7月15日

那覇市選挙公報発行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前 原 常 雄

那覇市選挙公報発行規程の一部を改正する告示

那覇市選挙公報発行規程（平成23年那覇市選挙管理委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1号様式(第2条関係) [略] 氏 名 印 [略] 第3号様式(第5条関係) [略] 候補者氏名 印 [略] 第4号様式(第5条関係) [略] 候補者氏名 印 [略]	第1号様式(第2条関係) [略] 氏 名 [略] 第3号様式(第5条関係) [略] 候補者氏名 [略] 第4号様式(第5条関係) [略] 候補者氏名 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この告示は、令和8年7月15日から施行する。